

諮問庁：郵便貯金・簡易生命保険管理機構

諮問日：平成29年6月30日（平成29年（独個）諮問第42号及び同43号）

答申日：平成29年8月9日（平成29年度（独個）答申第40号及び同41号）

事件名：本人に係る貯金残高証明請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件
本人に係る貯金入出金照会請求書の回答書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

開示請求者に係る「貯金残高証明請求書」及び「貯金入出金照会請求書」の各「回答書」に記録された保有個人情報（以下、併せて「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月29日付け機構第2807号及び同第2808号により独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構（以下「機構」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、併せて「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

本件各審査請求の理由は、平成29年（独個）諮問第42号（以下「諮問第42号」という。）、同第43号（以下「諮問第43号」という。）に係る各審査請求書及び各意見書（審査請求人作成の「理由説明書」と題する書面。以下同じ。）によれば、おおむね以下のとおりである。

（1）各審査請求書

平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A」の取引履歴で調査をした、担保定額定期貯金4件（特定金額A）の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿、隠滅、破棄をして機構に送られていないため「保有なし」になっている。

平成19年12月19日に特定貯金事務センター職員が、（新取扱）開示請求者：特定住所A届出の、捏造の口座記号番号「特定番号B」の通帳発行により、平成12年3月27日：残高特定金額Bの事実と相違する原本の取引履歴が作成されており、機構は通帳紛失の口座記号番号「特定番号A」（平成10年1月22日～平成19年11月15日）の取引が消えた虚偽の開示をしている。

（2）各意見書

平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座の機構保有の個人情報である、記号番号「特定番号A-B～C」担保定額定期貯金4件（平成15年～平成16年）特定金額Aの預入の証拠と、平成19年10月22日の「通帳紛失のままの全払請求書」により、郵便局員Aに解約された証拠のすべてが開示されていない。

平成19年10月22日現在、通帳紛失の総合口座：記号番号「特定番号A」（枝番A～B）（名義人）開示請求者：（生年月日）特定年月日A：（名義人住所）特定住所Bの取引履歴表により調査をした、機構保有の個人情報である「担保定額定期貯金4件（特定金額A）」の預入が判明している調査結果の回答書の写しが、送付の段階で委託会社ゆうちょ銀行特定貯金事務センターの上司職員が隠匿、隠滅、破棄をした「預入なし」の虚偽の回答が正当化した開示が繰り返されている。

個人情報の保護に関する法律

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

22条（委託先の監督）

個人情報取扱事業者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、諮問第42号及び諮問第43号に係る各理由説明書によれば、おおむね以下のとおりである。

- 1 審査請求人は、「保有個人情報開示請求書」により、同請求書別紙に記載された「貯金残高証明請求書」の記号番号「特定番号A」の貯金に係る調査結果の「回答書」及び「貯金入出金照会請求書」の記号番号「特定番号A」の貯金に係る調査結果の「回答書」の開示を請求した。しかしながら、記号番号「特定番号A」はゆうちょ銀行が承継した通常貯金の記号番号であって、機構が承継した郵便貯金の記号番号ではなく、したがって、当該記号番号に関する調査結果の回答は、機構は保有していない。
- 2 以上により、本件各審査請求に係る原処分には誤りはないものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 平成29年6月30日 諮問の受理（諮問第42号及び諮問第43号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年7月18日 審査請求人から意見書及び資料を収受（同上）
- ④ 同年8月7日 諮問第42号及び諮問第43号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、開示請求者に係る「貯金残高証明請求書」及び「貯金入出金照会請求書」の各「回答書」に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、記号番号「特定番号A」の取引履歴で調査をした、担保定額定期貯金4件の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていない旨主張しているが、諮問庁は、原処分を妥当としている。

そこで、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

- (1) 当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、「特定番号A」の記号番号は通常郵便貯金の口座を表すとのことである。
- (2) 郵政民営化法6条及び174条によれば、郵政民営化前に預入された郵便貯金については、①ゆうちょ銀行が、日本郵政公社から通常郵便貯金を承継し、②機構が、日本郵政公社から定期性の郵便貯金（定額郵便貯金、定期郵便貯金、積立郵便貯金等）を承継していると認められる。
- (3) このことから、本件各開示請求に係る当該記号番号の通常郵便貯金はゆうちょ銀行が承継し、機構は承継していないと認められ、機構において、当該記号番号の通常郵便貯金に関する調査結果の回答は保有しておらず、また、開示請求のあった保有個人情報は保有していないとする諮問庁の説明は、首肯できる。
- (4) なお、審査請求人は各審査請求書及び各意見書において、「記号番号「特定番号A」の取引履歴で調査をした担保定額定期貯金4件（記号番号「特定番号A-B～C」）の預入の証拠が判明している「調査結果の回答書」が開示されていない」旨を主張している。この点、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記の記号番号は日本郵政

公社から機構に承継された定期性の郵便貯金の記号番号とのものであるが、保有個人情報開示請求書の記載によれば、審査請求人は、本件開示請求の時点においては、「記号番号「特定番号A」の調査結果の回答書の開示」を求めていたのであるから、上記の審査請求人の主張は採用できない。

(5) また、機構による本件対象保有個人情報の探索や特定の方法について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、原処分にあつての探索や特定の方法については、従来から一貫して同様のものであつて、その方法に問題はなく、その他、本件対象保有個人情報の存在をうかがわせるような事情もないことから、機構において本件対象保有個人情報を保有していない旨の諮問庁の説明に疑いを差し挟む余地はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、機構において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史